

福祉輸送事業限定事業者 各位

東北運輸局 旅客第二課

この度、「一般乗用旅客旅客自動車運送事業（個人タクシー事業を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」を令和7年8月8付で改正いたしました。

従来までは福祉輸送事業限定事業者が許可に付されている条件を解除し、通常的一般法人タクシー事業を実施する申請があった際には法令試験を実施していたところ、本改正により、法令試験は不要となりましたのでお知らせいたします。